

佐倉市から「給付費通知」を送付しています。

給付費通知は、請求書や領収書ではありません。

給付費通知により、新たな手続きや料金の支払いなどを行う必要はありません。

給付費通知は、介護保険・総合事業サービス事業所等からの請求に基づき市が作成した利用者のサービス状況をお知らせする通知です。

介護保険・総合事業サービスに対する理解を深めていただくとともに、サービス内容や回数等を「サービス利用票」や「領収書」で確認していただくことを目的として送付しています。

【確認方法】

給付費通知には、以下の内容が記載されています。給付費通知とサービス利用票や領収書を見比べて、サービス内容や金額等に間違いがないか確認しましょう。

利用した覚えのないサービスが記載されている場合には、まずケアプランを作成しているケアマネジャーや記載されている事業所に確認してください。そのうえで、利用の事実が確認できない場合には、お問い合わせください。

給付費通知					
(ア)					
被保険者氏名		被保険者番号			
あなたの 令和〇年△月～令和〇年△月における介護給付費は以下のとおりです。					
(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)
〇年△月	〇事業所	△サービス	8	5,009	50,085

【問い合わせ】

佐倉市 介護保険課 介護給付班
〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97 番地
TEL：043-484-6174
FAX：043-486-2503

(ア) 被保険者氏名 被保険者番号	ご本人の氏名・被保険者番号が記載されています。
(イ) サービス月	サービスを利用した年月が記載されています。 実際にサービスを利用した時期と合っていますか。
(ウ) サービス事業所	サービスを提供した事業所が記載されています。 サービス利用票に記載されている事業所と合っていますか。
(エ) サービス種類/ サービス名略称	利用したサービスの種類ごとに記載されています。 実際に利用したサービスと記載されているサービスに間違いはありませんか。
(オ) サービス日数 /回数	その月に利用したサービスの日数・回数が記載されています。 サービス利用票に記載されている日数・回数と合っていますか。
(カ) 利用者 負担額合計額	サービスにかかった費用のうち、1割～3割の事業所に実際に支払った金額が記載されています。 サービス利用票や領収書に記載されている金額と合っていますか。
(キ) サービス費用 合計額	利用者負担額（1割～3割）と保険者負担額（9割～7割）の合計額で、実際にサービスにかかった費用が記載されています。 ※給付費通知では、給付対象の費用のみ記載されています。給付対象外の費用（日常生活費等）は、記載されていないので、実際に支払った費用と一致しない場合があります。